



平成 17 年 4 月 13 日

各 位

所 在 地 東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
会 社 名 オリコン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小池 恒
(コード番号 4 8 0 0 大証ヘラクレス市場)
問 い 合 わ せ 先 執行役員経理本部長 峯岸 幸久
T E L 03-3405-5252 (代表)

株式の分割に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 13 日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式の分割により、株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を目的として実施するものであります。

2. 株式分割の概要

平成 17 年 6 月 20 日(月曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割いたします。

(1) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 17 年 4 月 30 日(土曜日)[ただし、当日及び前日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成 17 年 4 月 28 日(木曜日)]最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数とする。

(2) 分割の方法

平成 17 年 4 月 30 日(土曜日)[ただし、当日及び前日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成 17 年 4 月 28 日(木曜日)]最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。

3. 日程

- ・ 株式分割基準日 平成 17 年 4 月 30 日(土曜日)
- ・ 効力発生日・新株式交付日 平成 17 年 6 月 20 日(月曜日)

4. 配当起算日

平成 17 年 4 月 1 日(金曜日)

5. その他

この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

(ご参考)

1. 分割により増加する株式数を具体的に明示しないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株引受権等の行使により発行済株式数が増加する可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。
2. 株式分割後の発行済株式総数は、平成 17 年 4 月 13 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。

| | |
|----------------------------|-----------|
| ・平成 17 年 4 月 13 日現在発行済株式総数 | 79,725 株 |
| ・今回の分割により増加する株式数 | 79,725 株 |
| ・株式分割後の発行済株式総数 | 159,450 株 |
3. 今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。
平成17年4月13日現在の資本金は、1,065,461,640円となっております。
4. 本取締役会において、今回の株式分割に伴い、商法第 218 条第 2 項の規定に基づき、当社定款第 5 条の（発行する株式の総数）について、現行の 314,226 株から 314,226 株増加させ、628,452 株に変更する決議を行っております。
5. 今回の株式分割に伴い、新株引受権（ストックオプション）および新株予約権について、1 株あたりの権利行使価額を次のとおり調整いたします。

第 1 回旧商法上の新株引受権（ストックオプション）(平成 12 年 5 月 8 日付与)

| | |
|---------|----------|
| 調整後行使価額 | 20,834 円 |
| 調整前行使価額 | 41,667 円 |

第 1 回新株予約権（平成 15 年 4 月 18 日付与）

| | |
|---------|----------|
| 調整後行使価額 | 15,860 円 |
| 調整前行使価額 | 31,719 円 |

以 上